

# 弁護士に聴く



弁護士 西脇明典

53

## 判例から見る 労働トラブルの 防止対策



## ボーナス 賞与は支払われるのか

会社員であれば、夏、冬の賞与、ボーナス（以下賞与という）は待ち遠しいものである。だが賞与が出て、住宅ローンなどが引かれてそれほど残らないので……という方もおられるであろう。一般に、賞与の支払、額は労使交渉ないし会社の決定により定められる。また賞与の算定は、例えば、一律に基本給の〇カ月分とされたり、会社の業績などを考慮し役員会で決定する額とすることが行われている。

多くの会社では、賞与の支給日に会社に在籍している社員に対してのみ支給する、と就業規則などに規定されている。支給日における在籍の有無で支給が決まるとすれば、賞与算定の期間に在籍しても、支給日前に退職すれば賞与は支給されないことになる。

業規則上明文化したもので、その内容も合理性があるとし、これを最高裁が正当であると判断している。支給日に在籍する社員に限り賞与を支給するという「労使慣行」がある場合も同様の結論である（京都新聞社事件 最判昭和60年11月28日）。自主的な退職の途を選び、みずから賞与を受け取る権利を捨ててしまったということになるのである。

しかし、解雇のように、会社員が退職日を決めることができないような場合はどうか。普通解雇の

支給対象者とすべき合理的理由はない、と判断されている。このように、賞与はその支給日に在籍するもののみ支払われるという規定、慣行は有効である、しかし、具体的に適用する場面においては、一方、会社を去った者の去り方、その事情、他方、会社判断の内容、支給が遅れた場合の理由、その理由の合理性などをみたらうで、判断されることになる。